

第5回 特定保健用食品公正取引協議会広告審査会 審査結果

1. 日 時
2024年10月16日（水） 13:00～16:30
2. 場 所
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 3階会議室（Web併用）
3. 審査対象
広告実施期間 2023年10月～2024年6月（9か月間）
4. 対象件数
71件（内訳）LP（ランディングページ）13件、動画（TVCM等）53件、新聞5件
5. 審査要領
外部専門家（第三者委員）4名と特定保健用食品公正取引協議会（以下協議会）会員企業のメンバーで構成された広告研究会の代表3名で構成し、協議会会員企業が出稿した広告と、会員外で気になった広告について、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準」および関連法規への適合性を確認した。

6. 審査結果

媒体	判定						
	A	B	C	適正	推奨	一部推奨	合計
LP（ランディングページ）	0	6(5)	2(1)	2	2	1	13(6)
動画（TVCM等）	0	5(1)	2	43	0	3	53(1)
新聞	0	0	0	4	0	1	5
合計	0	11(6)	4(1)	49	2	5	71(7)
会社数と商品数	0	8(4)社 9(5)商品	3(1)社 3(1)商品	13社 15商品	2社 2商品	5社 5商品	20(5)社 25(6)商品

- * 動画（1件）とLP（6件）について会員外（5社）のものを含めて審査対象とした。
（ ）内は、会員外の数。
- * 適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促す。
- * 推奨、一部推奨については、当該企業に連絡し、HP等で広く公表する。

注）〈審査基準〉

- ・ A判定
「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準」（令和4年10月12日）に著しく抵触するものおよび虚偽、特定保健用食品の許可範囲を超える表現など。
- ・ B判定
「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準」（令和4年10月12日）に抵触するもの。
- ・ C判定
「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準」（令和4年10月12日）

に抵触するおそれのあるものおよび消費者に誤認を与えるおそれのあるもの。

・ 適正

上記 A～C に該当しないもの

・ 推奨

「適正」なもののうち、特に、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）の考え方に合致し、消費者に対する健康の維持・増進のための啓発に資するよう工夫がなされているもの。

・ 一部推奨

「適正」なもののうち、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）の考え方に合致し、消費者に対する健康の維持・増進のための啓発に資するよう工夫がなされている表現を含むもの。

【関連法規等】

健康増進法、景品表示法、「特定保健用食品に関する質疑応答集について」（令和 6 年 4 月 1 日 消食表第 276 号 消費者庁食品表示課長通知）。

7. 「特定保健用食品公正取引協議会広告審査会」（第5回）審査概評

特定保健用食品公正取引協議会 委員長
林 功

1991年（平成3年）に制度化された特定保健用食品は、2024年8月現在で1,043品目が許可・承認されている。

2020年8月に発足した当公取協では、「広告審査会」を設置し、2021年8月に第1回を開催した。今回は第5回目であるが、広告表示の適正化のみでなく、推奨すべき広告表示についても広く周知することで、より一層のトクホの広告表示の向上を目指している。

第5回「広告審査会」は、2024年10月16日に開催され、会員外7件を含む広告、LP（ランディングページ）、新聞、動画（TVCM等）の71件について審査を行った。

消費者にわかりやすい広告表現が広く行われることを目指して設けた審査基準「一部推奨」に5件と「推奨」に2件の広告が認められた。

【審査結果と主な指摘事項】

- 「A」 判定 0 件
- 「B」 判定 11 件
 - ・ ヒト試験のグラフに、試験概要及び出典を明記すること。
 - ・ 許可を受けた表示について「許可表示」と明記した上で許可表示の文言を記載する必要がある。
 - ・ 特定保健用食品である旨／トクホマークを記載すること（広告として必要な文言やマークが商品画像に記載されていても、広告文言とはみなされず、別途記載が必要。）
 - ・ LPにトクホ3要件の記載はあるが、15秒以上の長さのある動画の場合はTVCMと同様に動画内に3要件を入れる時間的余裕があるので、入れること。
 - ・ 「便秘解消」は医薬品的表現にあたる。
 - ・ 「90%以上の人が有効」という表現は、申請に用いたデータではない。特保の機能の広告に使用できるのは特保申請に用いたヒト試験のデータのみ。
- 「C」 判定 4 件
 - ・ 当該製品を摂取するだけで健康が維持増進できるような表現はすべきではなく、健康的な食生活にもっていきようにしなければならない。
 - ・ 許可表示、バランス文言は、動画を静止したとしても字の大きさが小さく視認性が悪いため、明瞭に表示されていない。
 - ・ LP全体として食後○○○に対応する商品と分かれば問題ないが、機能を説明する部分が「○○○」表現となっているので許可表示の逸脱にあたる。
- 推奨 2 件
 - ・ 「適度な運動」と「食生活の改善」と合わせて特保商品の摂取をすすめている点が良い。
 - ・ 対象者が明記されている点が良い。
 - ・ 同時に広告している一般商品の方に「トクホではない旨」の注釈を入れている点が良い。また、色分けされ、同じ画面にワンセットで表示され、視認性も高い。
- 一部推奨 5 件
 - ・ 必要表示事項の3要件が、LPのファーストビューに出ており好事例。
 - ・ 歯磨きや健診の啓蒙があり好事例。
 - ・ 疾病リスク低減のトクホではあるが、「○○○リスクに着目」程度にとどめた表現であり、運

動と健康的な食事を推奨する広告とみえるため、疾病リスク低減トクホの広告として模範となる。

- ・「嬉しい声が届いています」の中で、『「食事」「運動」と・・・』と書かれているのは好ましい。
- ・20秒の動画で、トクホマークの表示時間が長く、また、ナレーションを上手く活用しており、目安量等の訴求の仕方がわかりやすい。

適合性に疑問があると判定された広告について、当公取協から当該企業に連絡し、検討・改善をお願いするとともに、公取協会員等にも会社名、商品名等を伏せた上で周知し、今後の〈トクホ〉広告を作成する際の参考としていただきたいと考えている。

また、「推奨」「一部推奨」についても、当該企業に連絡するとともに、ホームページ等で広く公表し、消費者にとってわかりやすい広告作成に役立てて欲しい。

公正競争規約に基づき事業者間の公正な競争を確保するとともに、消費者に定着したトクホ制度をより健全に維持、発展させるため、関連企業においては、トクホ個々の商品が、消費者にとって正しく理解でき、より魅力あるものとして選択されるよう、適正な広告・表示について、より一層ご尽力いただきたい。

以上